

重要事項説明書

認定こども園 ぴっころきっす新梅田園

教育・保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1. 施設運営主体

事業者の名称	株式会社プライムツーワン
代表者氏名	代表取締役 佐藤 範夫
法人の所在地	北海道札幌市豊平区月寒東5条10丁目3-3
法人の電話番号	011-859-3393

2 利用施設

施設の種類	保育所型認定こども園
施設の名称	認定こども園 ぴっころきっず新梅田園
施設の所在地	大阪市北区中津7丁目5番24プリエウメキタ
連絡先	電話番号・FAX 06-6136-8312
管理者	施設長 北 篤美
対象児童	2号又は3号の支給認定を受けた、生後6ヶ月から小学校就学前までの子ども
利用定員	1号認定子ども 5人 2号認定子ども 69人 3号認定子ども 満1歳以上 12人 満1歳未満 9人
認可定員	0歳児 9人 1歳児 12人 2歳児 12人 3歳児 20人 4歳児 21人 5歳児 21人
開設年月日	2018年4月1日

3 施設の目的・運営方針

ぴっころきっず新梅田園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1)「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2)「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3)「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4. 当園における設備の概要

建 物	鉄骨鉄筋コンクリート造 7階建 1～3部分
施設の内容	○乳児室⇒1室 50.82㎡ ○ほふく室⇒1室 46.33㎡ ○保育室⇒4室 28.15㎡、41.11㎡、46.68㎡、47.77㎡ ○調理室⇒38.05㎡ ○乳児用トイレ⇒5個 幼児用トイレ⇒8個 男児用トイレ⇒8個
その他	屋外遊戯場： 大淀北公園 近隣公園

5 提供する幼児教育・保育等の内容

当園は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)」をふまえ、幼稚園教育要領(平成29年3月31日文部科学省告示第62号)および保育所保育指針(平成29年3月31日厚生労働省告示第117号)に基づき、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

6 職員体制

	配置人数	常勤者	非常勤者	備考
保育所管理者	1人	施設長 1人		保育士
保育従事職員	15人	保育士 12人	保育士 3人	内主幹2名
看護職員	1人	看護師 1人		
調理従事職員	3人	栄養士 1人 調理師 2人		

当園では、「大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例(平成19年条例第92号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています

7 教育・保育を提供する日

お住いの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能日(休園日)が異なります。

認定区分	対象者	休園日
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定子ども以外の児童	土曜日、日曜日、祝祭日、および年末年始(12/29~1/3)(※注)、春、夏、冬期の長期休業日
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童	日曜日・祝祭日及び年末年始(12/29~1/3)
3号認定子ども	満3歳未満で保育を必要とする児童	

(※注)土曜日でも保育が必要な場合は一時預かりを利用することもできますのでご相談ください(別途利用者負担が必要となります)

8 教育・保育を提供する時間

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下の通り利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定子ども	教育標準時間	9時~15時30分(※注1)
2号認定子ども 3号認定子ども	保育標準時間 (最大11時間)	7時~18時(※注2)
	保育短時間 (最大8時間)	8時30分~16時30分 (※注3)

(※注 1) 9 時より前若しくは 15 時 30 分を超えて保育を必要とされる場合は、一時預かり事業を利用することもできますのでご相談ください。(別途利用者負担が必要となります)

(※注 2) 7 時から 18 時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議の上で保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、20 時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

(※注 3) 8 時半から 16 時半までの範囲内で、保育を必要とする時間となります

(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお上記以外の時間帯において就労等の理由により保育が必要な場合は、7 時から 8 時半まで又は 16 時半から 20 時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

9 昼食等について

昼食・おやつ	○昼食・おやつは、全て園で用意します。 ○保護者の方へは、前月末までに翌月の給食日より(献立表)を配布します。
アレルギー等への対応	○アレルギーについては、食材除去など可能な限り対応します。 ○入園前の個別オリエンテーションで、除去食の対応が難しいと判断した場合は、お弁当の持参をお願いする場合があります。 あらかじめご了承ください。
衛生管理等	弊社各種マニュアル及び大阪市の指導を順守します。 尚、栄養士・調理師及び保育士・看護師は、毎月検便を行います。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額(月額)を当園にお支払いいただきます。ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で退所する場合には、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払い方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取り組み状況

地域社会の中で、障害のあるこどもとないこどもが共に育ちあうことを基本的な考え方として障がい児保育をおこなっています。

12 利用の開始に関する事項

(1) 1号認定子ども

本園が入所申し込みの先着順により入所決定し、支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始します。

(2) 2・3号認定子ども

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了いたします。

(1) 園児が小学校に就学したとき

(2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により支給認定が取り消されたとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

退園又は転園の手続き

保護者は、当園を退園又は転園しようとするときは、原則として退園又は転園をする月の1カ月前までに、責任者に対し退所届を提出するものとします。

14 園と保護者の連絡について

(1) 保護者への情報の公開

- ・毎日の保育内容の園内掲示(アプリ配信含む)
- ・給食メニュー表の配布及び給食サンプルの展示
- ・園だよりの発行(月に1回)
- ・保護者懇談会の実施
- ・個別連絡帳の作成

(2) 保護者の意見の反映

- ・クラス懇談の実施(年1~2回)
- ・個人懇談会による、個別意見の収集(入園時及び年に数回の実施)
- ・アンケート調査の実施
- ・日々の連絡帳による、保育士との意見の交換
- ・弊社本部への連絡先を明示し、保育園への意見や要望を、保育園のみならず、常に保護者が直接伝えられるよう工夫する。

(3) 個人面談

入園時及び年1回の定期個人懇談を実施し、個々の成長発達についての相談や、子どもに関する家庭と保育園相互の情報の交換を通し、家庭と保育園が同じ視点で子どもに接していけるよう、認識を深めることを目的とする。また、保護者側から意見を頂き、保育園運営に活かす。

(4) おたより

毎月発行し、保育の様子を幅広く伝えると共に、今後の保育の予定や保護者への連絡等を目的とする。

15 園のご利用に際し留意していただきたいこと

送迎について	自動車での送迎につきましては、近隣に迷惑のかからないよう、注意をして下さい。尚、ベビーカーをご使用の場合は、お預かり致しますのでお申し出下さい。
欠席する場合又は登園時間が遅れる場合	当日の欠席連絡、又は登園が遅れる場合は、8時30分までにアプリでご連絡下さい。
お迎えが遅れる場合 延長保育が必要な場合	当初のお迎え予定時刻までにご連絡ください。保育時間以外の時間につきましては、時間外(延長)保育となります。
毎朝の健康診断伝達	登園前に必ず体温や健康状態の確認を行って下さい。
感染症について	麻疹、百日咳、水疱瘡、流行性耳下腺炎、インフルエンザ等の感染症にかかった場合は、お休みして下さい。 医師の完治証明書により、登園許可させていただきます。
投薬について	医療行為に当るため原則として行いません。 但し、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき行う事ができます。必要がある場合は、個別にご相談させていただきます。
宗教活動・政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮下さい。
不正受給について	次に掲げる事項に該当しているにも関わらず、支給認定を行った市町村へ届出ずに、当園から不正に保育の提供を受けたことが判明したときは、当該市町村に対し報告を行います。 (1)保護者の一方又はいずれもが保育の必要性の事由に該当しなくなった時。 (2)就労状況等の変化により、保育必要量の区分を短時間保育への変更認定が必要であるとき。 (3)その他世帯の状況の変化により、支給認定の変更認定が必要であるとき。

16 学校嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 小児科

医療機関の名称	のだこどもクリニック
医院長名又は医師名	野田 令子
所在地	大阪市北区本庄東1丁目1-10 RISE88ビル1F
電話番号	06-6136-7205

(2) 歯科

医療機関の名称	江上歯科
医院長名又は医師名	江上 一郎
所在地	大阪市北区中津3丁目6-6
電話番号	06-6371-8902

17 緊急時の対応方法

- (1) 教育・保育中に容態の変化等あった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

嘱託医	氏名	のだこどもクリニック		
	電話	06-6136-7205		
嘱託歯科 医	所在地	大阪市北区本庄東1丁目1-10 ライズ88ビル1階		
	氏名	江上歯科 院長 江上 一郎		
	電話	06-6371-8902		
救急	管轄消防署名	大阪北消防署		
	所在地	大阪市北区茶屋町19番41号		
	電話	06-6372-0119		
警察署	管轄警察署名	大淀警察署		
	所在地	北区中津1丁目5-25		
	電話	06-6376-1234		

18 非常災害時の対策

防災管理者	氏名 北 篤美			
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練を月1回実施します。			
防災設備	自動火災探知器・煙感知器・誘導灯・消火器			
避難場所	一時避難場所	大淀北公園	基幹避難場所	大阪YMCA

(1) 引き渡しについて

災害時の発生後の子どもの引き渡しは、原則として当園で行うものとします。

ただし、災害の状況に応じて現地で引き渡す場合があります。

なお、交通機関等に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合は、やむを得ず子どもを宿泊させることがあります。

(2) 保護者と連絡がとれないとき

緊急時であって、保護者と連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を最優先させ、本園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

19 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 虐待防止に関する研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

20 要望・苦情等に関する相談窓口

苦情受付担当者	杉谷 歩
苦情解決責任者	北 篤美
住 所	大阪市北区中津 7 丁目 5-24
電 話	06-6136-8312
e-mail	info@prime21h.co.jp
受付方法	文書・電話・メールなどの方法で相談・苦情を受付けます。

第三者苦情解決委員	中川 知也 田村 毅
電話	中川 知也 電話 090-1644-7499 田村 毅 電話 090-9517-4009
受付時間	平日 9:00~17:00
受付方法	電話にて相談・苦情を受け付けます。

21 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

個人情報とは、個人情報の保護に関する法律に準じて適切に取扱います。また、次に掲げる場合には、法令に基づき第三者に対し個人情報の提供をすること又は使用することがあります。

(1) 個人情報の提供

ア 他の保育所等へ転園するとき

他の保育所等へ転園する際には、保育に関する記録等について入園予定の保育所等へ情報提供を行うことがあります。

イ 緊急を要するとき

緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うことがあります。

ウ 保育の提供にあたり市区町村に対し報告が必要なとき

保育の提供をするにあたり知り得た個人情報のうち、法令等に基づき支給認定を行った市区町村に対し報告等が必要なときは、情報提供を行います。

(2) 個人情報の使用

ア 保育料の金額の情報

お住まいの市区町村が認定した世帯所得に基づく保育料の金額の情報は、時間外保育料の徴収など必要な範囲に限り使用します。

イ 子ども及び子どもの世帯の情報

届出のあった子ども及び世帯の情報は、保育の提供に必要な範囲に限り使用します。

22 賠償責任保険の加入（東京海上日動火災）

契約期間： 2025年3月31日～2026年3月31日（1年更新）

補償レベル： 1事故あたりの支払い限度額 施設・事業活動 100,000万円

23 園児の利用状況(毎年度5月1日現在)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定 子ども	3歳児		0	0
	4歳児		1	1
	5歳児		0	1
2・3号認定 子ども	0歳児	0	3	4
	1歳児	11	12	12
	2歳児	12	12	12
	3歳児	15	17	15
	4歳児	13	15	14
	5歳児	13	15	17

24 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	予定なし	
自己評価の実施状況	毎年度実施	ほぼ良好

25 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨

なし

別表

1 全員が対象となるもの

特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分、実費徴収分）

項目	内容、負担を求める理由及び目的		金額
ふとんリース	午睡用寝具のリース代		300円/月
保険料	賠償責任保険費等		350円/月
主食費・副食費	給食費(3歳児以上のみ)	主食費	1500円/月
		副食費	5000円/月
おむつ代	持参分が不足した場合のおむつ使用代金 (オムツのサブスク未利用者のみ)		1枚50円
帽子代	お散歩時等で使用する帽子代		990円
教材費	おどろぐばこ・クレヨン はさみ・粘土他	3歳児以上	4500円/年
		2年目以降	1500円/年
遠足代(開催時)	遠足交通費等		実費1000円程度

※Kao すまいる登園(オムツのサブスク) 月額3,278円(支払い先は花王になります)

幼児：ふとんリース代・保険料	□座振替	毎月27日
乳児：ふとんリース代・保険料	引き落とし	毎月27日
教材費	□座振替	4月27日又は入園月
延長料金・おむつ代	現金	末日締め、翌月5日払い
	□座振替	毎月27日
主食費・副食費(3歳児以上)	□座振替	毎月27日
園帽子(990円)	現金	入園時
遠足代(実費、1,000円程度)	現金	開催時

2 該当者(利用者)のみ対象となるもの

時間外保育に係る利用者負担

・2・3号認定

標準時間：7：00～18：00 保育短時間（コアタイム利用）：8：30～16：30

＜認定時間を超えた利用は延長保育となります。＞

項 目	7時00分から 8時30分まで	16時30分から 18時00分まで	18時から20時まで
		30分ごと	
保育標準時間	—		200円
保育短時間	200円		
備考 利用者負担額の区分が、1又は2の世帯については、上記金額の2分の1の額を減免します。			

・1号認定

9：00～15：30の時間帯以外の利用 30分 200円

長期休暇中の預かり保育料金 9:00～15:30 2000円

※また、保育の提供にあたって必要な費用であって、保護者負担が望ましいものについて、別途お支払いただくことがあります。この場合、あらかじめ費用を負担いただく目的や理由について、適宜書面でご案内いたしますのでご了承ください。

3 チャレンジ教室受講代（受講希望者のみ）

	3歳	4歳	5歳
イングリッシュクラス	¥3,500/月	¥3,500/月	¥3,500/月
もじ・かずクラス		¥5,000/月	¥5,000/月
もじ・かずクラス教材費		¥5,000/年	¥5,000/年
体操教室	¥2,500/月	¥3,000/月	¥3,000/月

<運営会社>

〒062-0055

札幌市豊平区月寒東5条10丁目3-3 プライムビル3F

TEL (011) 859-3393

FAX (011) 859-3391

株式会社 プライムツーワン